

春日井市私立保育園等 I C T 化推進等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の私立保育園等が業務の I C T 化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、保育業務支援システム等を導入する場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育業務支援システム等（以下「システム」という。）を導入するための初期費用とし、システムの導入費（システムの導入に必要な端末の購入費用、インターネット環境の整備等を含む。）、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。

2 前項に定める経費が、他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には、補助対象経費に含まない。

(補助事業者及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別表の区分に応じ定める機能を備えたシステムを新たに導入しなければならない。

2 補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。ただし、過去に当該事業又は他の事業により補助を受けて別表右欄第1項第1号から第3号までのうち

1つ以上の機能を有するシステムを導入した場合であっても、新たに第4号の機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用を1回限り補助するものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の2月末日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により申請をしようとする補助事業者は、システムを導入する前に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 春日井市私立保育園等ICT化推進等事業施計画書(別記様式)
- (2) システム等の見積書及び内訳明細書
- (3) システムに搭載されている機能等を詳細に確認できる資料
- (4) システムの導入スケジュールを確認できる資料
- (5) システム等販売事業者からの支援体制等を確認できる資料
- (6) 保育士等の業務負担の軽減を確認できる資料

(申請の取下げのできる期日)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、システムの導入完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) システムに登載されている機能について詳細が確認できる資料

(2) 補助対象経費に係る領収書及び内訳明細書

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

	補助事業者	補助金額	システム内容
1	私立保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所のうち、地方公共団体が運営するものを除く。）	<p>1 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、右欄第1項に掲げる各機能につきそれぞれ150,000円を補助限度額とする。</p> <p>2 右欄第1項に掲げる機能を導入するに当たり端末の購入等を行う場合にあつては、前項の補助限度額に375,000円を加えた額を補助限度額とする。</p>	<p>1 次の機能のいずれかを有すること。</p> <p>(1) 保育に係る計画・記録に関する機能</p> <p>(2) 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>(3) 利用児童の保護者との連絡に関する機能</p> <p>(4) キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>2 前項に掲げる機能のほか、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができる。</p>
2	幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園をいう。）		
3	小規模保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を		

	受けた事業者をいう。)		
4	地域子育て支援拠点事業所(法第34条の11第1項に規定する事業で、春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱(平成5年4月1日施行)による実施委託を受けた事業者をいう。)	500,000円を限度とする。	<p>1 次の機能のいずれかを有すること。</p> <p>(1)利用児童等の入室及び退室の管理に関する機能</p> <p>(2)オンライン会議又はオンラインを活用した相談支援に関する機能</p> <p>(3)県等が実施する研修をオンラインで受講できる機能</p> <p>2 前項に掲げる機能のほか、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができる。</p>

別記様式（第6条関係）

春日井市私立保育園等ICT化推進等事業施計画書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

春日井市私立保育園等ICT化推進等事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり実施計画書を提出します。

導 入 費 用	円 うち補助対象経費 円
シ ス テ ム 名	
主 な 機 能	
保育士等の業務負担 を軽減する効果	

添付書類

- 1 システム等の見積書及び内訳明細書
- 2 システムに搭載されている機能等を詳細に確認できる資料
- 3 システムの導入スケジュールを確認できる資料
- 4 システム等販売事業者からの支援体制等を確認できる資料
- 5 保育士等の業務負担の軽減を確認できる資料